

家庭でできる生ごみの減量

生ごみ処理機等購入の補助制度について

家庭での生ごみの減量は、ごみ焼却処理時に発生する温室効果ガスが削減され地球温暖化の抑制につながります。市では、生ごみ自家処理を推進するため、生ごみ処理機等(電気式処理機・容器・コンポスター)を購入する世帯に購入費の一部を補助します。

①補助内容

- 市内に住所を有する方
- 生ごみ処理機等の購入額の2分の1を補助(100円未満の端数は切捨て)します。

上限は、電気式の場合1世帯当たり1基で20,000円、容器・コンポスターの場合は1世帯当たり2基までで1基につき3,000円となります。

(例:3万円の電気式生ごみ処理機購入の場合、補助額は1万5千円)

(例:5万円の電気式生ごみ処理機購入の場合、補助額は2万円)

②申請方法

- 購入店発行の領収書、認印、振込先の口座番号の控えをお持ちになり、環境対策課又は藤代庁舎総合窓口課へ申請してください。

③ご注意

- 一度補助を受けた世帯は、その後は電気式の場合は補助金の交付より5年間、容器・コンポスターの場合は3年間は補助の対象になりません。
- 領収書は必ず購入者の氏名と生ごみ処理機を購入した旨記載のあるものとなります。